

大気汚染にかかわる環境基準と測定方法

物質	基準値	測定方法
二酸化硫黄(SO ₂)	0.04 ppm ^{*1} , 0.1 ppm ^{*2}	溶液導電率(電気伝導度)法, 紫外線蛍光法
一酸化炭素(CO)	10 ppm ^{*1} , 20 ppm ^{*3}	非分散型赤外分析法
浮遊粒子状物質(SPM)	0.10 mg/m ³ * ¹ , 0.20 mg/m ³ * ²	濾過捕集/重量濃度測定法, 光散乱法, 圧電てんびん法, β線吸収法
二酸化窒素(NO ₂)	0.04~0.06 ppm のゾーン内 またはそれ以下*1	ザルツマン吸光光度法, オゾンによる化学発光法
光化学オキシダント(Ox)	0.06 ppm ^{*2}	中性ヨウ化カリウム吸光光度法, 電量法, 紫外線吸収法, エチレンによる化学発光法
ベンゼン	0.003 mg/m ³ * ⁴	キャニスターまたは捕集管採取/GC-MS 法
トリクロロエチレン	0.2 mg/m ³ * ⁴	キャニスターまたは捕集管採取/GC-MS 法
テトラクロロエチレン	0.2 mg/m ³ * ⁴	キャニスターまたは捕集管採取/GC-MS 法
ジクロロメタン	0.15 mg/m ³ * ⁴	キャニスターまたは捕集管採取/GC-MS 法
ダイオキシン類	0.6 pg-TEQ/m ³ * ⁴	濾紙・ポリウレタンフォーム捕集/高分解能GC-MS 法
微小粒子状物質(PM 2.5)	15 μg/m ³ * ⁴ , 35 μg/m ³ * ¹	濾過捕集/質量濃度測定方法, 等価値が 得られる自動測定機による方法

*¹ 1時間値の1日平均値, *² 1時間値, *³ 1時間値の8時間平均値, *⁴ 1年平均値。

備考 1)環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2)浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10 μm以下のものをいう。

3)二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04～0.06 ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、またはこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

4)光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)をいう。

5)ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

6)微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去したのちに採取される粒子をいう。